

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表済事故において、製品起因による
事故ではないと判断した案件について(お知らせ)

平成 20 年 1 月 7 日
経済産業省商務情報政策局
製品安全課製品事故対策室

消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号。以下「消安法」)第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、ガス機器・石油機器に関する事故、製品起因が疑われる事故及び製品起因か否かが特定できていない事故として公表した案件、並びに製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定しているものとして公表した案件のうち別紙については、消費経済審議会製品安全部会『第5回製品事故判定第三者委員会』における審議の結果、製品起因による事故ではない(製品事故ではない)と判断したのでお知らせします。

なお、このお知らせをもちまして、当省 HP 内の『製品安全ガイド』に公表している製品事故データベースより事故情報を削除します。

詳細は別紙のとおりです。

【参考】 消安法

(主務大臣への報告等)

第35条

消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(1) ガス機器・石油機器に関する事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700004	平成19年5月15日	平成19年5月23日	ガスこんろ(ＬＰガス用)	PA-10HS-2	パロマ工業株式会社	火災 重傷1名	工場の休憩室にて、消費者がガスの異臭に気付き、消費設備を確認しようとしたところ、何らかの着火源により漏洩していたガスに引火、爆発、火災となり、1名の方が重傷のやけどを負い、家屋が半壊した。	広島県		調査の結果、当該機器の器具栓は閉状態であり、漏洩等の不備が認められないことから、当該製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700018	平成19年5月20日	平成19年5月24日	ガスふろがま(都市ガス用)	GNQ-5	株式会社ノーリツ	ＣＯ中毒 軽症2名	浴室で一酸化炭素中毒が発生した。先に入浴した家族が浴室から出るときに浴室天井の換気扇を回しており、後に入浴した家族2名が浴室内で倒れていた。換気扇を回した状態で排気ガスが逆流し、一酸化炭素中毒を起こしたものと推測される。	北海道		事故原因は、ガスふろがま使用中に浴室内の換気扇を回したため逆風止め部から排気ガスが逆流し、一酸化中毒になったもの。当該製品には換気扇使用中は風呂の追い炊きをしないよう製品本体にも表示しており、使用者の誤使用による事故と判断した。
A200700070	平成19年5月17日	平成19年5月31日	ガス炊飯器(ＬＰガス用)	PR - 200J	パロマ工業株式会社	火災	風通しの良い廊下にて、8kgＬＰガス容器に当該機器を接続して炊飯中、炊飯開始から20分後くらいに製品のレバーと壁が燃えているのに気がつき、消火器で消火した。	長崎県		調査の結果、当該機器には不備は認められず、使用者が住居リフォーム中の風通しのよい廊下で、強風の環境下で当該機器を使用したことにより炎が機器内部と壁に引火したものと判明した。当該機器の取扱説明書には、風の吹き込まない場所に設置すること等が警告事項として記載されていることから、使用者の不注意による事故と判断した。
A200700220	平成19年7月1日	平成19年7月10日	ガス炊飯器(都市ガス用)	RR-07KSG(大阪ガス株式会社 品番：1-011-0704)	リンナイ株式会社	火災	ガス炊飯器の釜を洗った後に、乾燥目的で釜をセットし、空焚きの状態で点火したところ、ガスゴム管が焼損及び炊飯器側面の一部を損傷した。	京都府		ガス炊飯器にはガス漏洩等の異常は認められないことから製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700310	平成19年8月1日	平成19年8月7日	ガス衣類乾燥機(都市ガス用)	MA-050B-ST(東京ガス(株)ブランド)	松下電器産業株式会社	火災	オイルを使用するマッサージ店で当該機器内のタオルから出火する火災が発生した。	東京都		事故原因は、オイルが付着したタオルを乾燥し、放置したことによりタオル等に残留しているオイルが酸化熱により発火したものと思われる。取扱説明書でもオイルの付着した衣類等は絶対乾燥機に入れないよう記載しており、消費者の誤使用による事故であると判断した。
A200700335	平成19年8月8日	平成19年8月20日	ガスこんろ(都市ガス)	KG - 501W	リンナイ株式会社	火災	当該製品から出火し、こんろの背面と換気扇を焼損した。出火直前にガス事業者による点着火の確認を行い開栓作業を実施していた。	新潟県		事故品のグリルの器具栓内部を調査したところ、ガス通路が開いており、点火ボタンが押された状態であったことが確認された。グリルの火の消し忘れにより、火災に至ったものと考えられることから、不注意による事故であると判断した。

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700429	平成19年9月6日	平成19年9月14日	ガスこんろ (LPガス用)	IC-3300F	パロマ工業株式会社	火災 軽傷1名	台所付近から出火する火災が発生した。家人が逃げる際、軽い火傷を負った。	岩手県		調査の結果、当該機器のグリルを使用したまま長時間その場を離れたため、グリルの排気口付近の可燃物に引火し火災に至ったものであることから、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700430	平成19年8月5日	平成19年9月14日	ガスこんろ (ガス種不明)	IC-3300F	パロマ工業株式会社	火災	当該機器付近から出火する火災が発生した。	高知県		調査の結果、当該機器が長期間、壁に接触したまま使用していたため、壁のベニヤ板が低温着火により火災に至ったことが判明した。当該機器の取扱説明書には「壁などから15cm以上離して設置する。」と警告表示をしていることから、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700468	平成19年8月28日	平成19年9月28日	ガスこんろ (ガス種不明)	IC-4800F	パロマ工業株式会社	火災	当該機器の使用していないグリルから発火し、排煙口から炎があがった。	徳島県		調査の結果、使用者が当該機器を使用する際、バーナーではなく誤ってグリルの点火ボタンを押してしまったため、グリル庫内に残っていた油脂や魚の燃えかすが燃焼し、排煙口から炎があがったことが確認されたことから、使用者の不注意及び誤使用による事故であると判断した。
A200700514	平成19年10月4日	平成19年10月15日	ガスこんろ (都市ガス用)	PA-3000M (以下不明)	パロマ工業株式会社	火災	当該機器のグリルで魚を調理中に出火し、当該機器が焼損する火災が発生。	大阪府		調査の結果、当該機器には不備が認められず、当該製品に起因する事故ではないと判断した。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(2)製品起因の疑いがある事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700316	平成19年8月3日	平成19年8月8日	レンジフード	DAS L60	エレクトロラックス・ジャパン株式会社	火災	当該機器からゴトゴトという音がし、約10分後くらいに外部のダクトから発煙をしているのを確認した。	兵庫県		当該機器は電源コードが付いており、ユニット専用のコンセントにプラグを接続する製品であるが、事故品を確認したところ、プラグが切断され、電源接続が屋内配線から直結されていて、そこから発火したことが確認されたことから、設置工事時の施工不良であると考えられ、製品に起因する事故ではないと判断した。

原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断した案件

(3)製品起因であるか否かが特定できていない事故として公表したものの、製品に起因する事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700029	平成17年2月12日	平成19年5月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	交差点で電動アシスト自転車を押して横断してから、当該自転車に乗ろうとした(ケンケン乗りをした)ところ、飛び出すように加速したため、驚き転倒して左大腿骨を骨折した。	福岡県		事故品の電動アシスト機構部品やハンドル等部品に異常はなかった。急加速した原因は、片足乗り(ケンケン乗り)の際、ペダルに強い踏み込み力が加わったことにより強いアシスト力が発生したためと考えられ、取扱説明書でも禁止されている乗り方をした使用者の誤使用とみられることから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700032	平成18年12月	平成19年5月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	片足乗りで電動アシスト自転車を発進し、左足をペダルに乗せ踏み出した瞬間、自転車が自走し、体を取り残され転倒し、左手を負傷し12針縫った。	東京都		事故品の電動アシスト機構部品やハンドル等部品に異常はなかった。急加速した原因は、片足乗り(ケンケン乗り)の際、ペダルに強い踏み込み力が加わったことにより強いアシスト力が発生したためと考えられ、取扱説明書でも禁止されている乗り方をした使用者の誤使用とみられることから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700040	平成18年1月25日	平成19年5月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	電動アシスト自転車に乗車中、転倒して骨折した。	大阪府		事故品の電動アシスト機構部品やハンドル等部品に異常はなかったこと、また、急加速した状態もみられていないことから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700041	平成15年～平成16年頃	平成19年5月25日	電動アシスト自転車	重傷1名	電動アシスト自転車に乗車中、事故があり、骨折した。坂道を下ってきた自動車と衝突しそうになりブレーキをかけ止まる寸前、尻から落ちた。	京都府		事故品のアシスト力の制御装置の部品に僅かなハンダ割れがみられたが、導通不良に至る程度ではなく、事故時にアシスト力が作用したとは考えられないこと。また、急加速した状態もみられていないことから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700207	平成19年6月19日	平成19年7月3日	電気がま	火災	ガスこんろの上に置かれていた炊飯器が燃えていたのを発見した。	静岡県		ガスこんろのつまみがON状態であったことから、こんろの火により炊飯器が発火したものであり、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700253	平成19年7月15日	平成19年7月24日	テレビ(ビデオ一体型)	火災	テレビの主電源をOFFにして家の外に出た。5分後くらいに爆発音が聞こえ、家に戻るとテレビ付近から火と煙が出ていた。	青森県		事故品内部に発火の痕跡はなく、テレビの近くにあった電気毛布の電源コードから出火した火が類焼したと考えられるため、製品に起因する事故ではないと判断した。

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品に起因する事故でないと判断した理由
A200700298	平成19年7月28日	平成19年8月3日	テレビ(薄型)	火災	テレビの主電源を切り外出したところ、近所の方から家が火災であるとの連絡を受け、急いで帰宅すると火災が発生していた。テレビの付近にはテレビチューナーが設置されていた。	福井県		テレビチューナーが発火源と思われ、当該製品からの出火ではないことが判明したため、当該製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700363	平成19年8月20日	平成19年8月29日	デスクトップパソコン	火災	帰宅した際、パソコン付近が燃えているのを発見し消火した。天井が煤で黒くなった。	福岡県		当該事故は、落雷によるサージ電流が通信回線を経路として流れたことによって発生した火災が原因であると考えられることから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700405	平成19年8月29日	平成19年9月7日	布団乾燥機	火災	当該機器の電源プラグ付近から発火し、コンセントの一部が焼け壁の一部が煤けた。	岐阜県		電源プラグ内の素線の断線により発火したものと思われるが、強い力でコードを引っ張ったような痕跡があり、電源プラグの取り扱い上の誤使用によるものと考えられるため、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700407	平成19年8月30日	平成19年9月10日	エアコン(室外機)	火災	製品のスイッチを入れたところ、室外機から発煙・発火した。	愛知県		調査の結果、室外機の制御基板にムカデが侵入し、基板内で短絡回路が形成されたため、スイッチを入れた際、短絡して事故に至ったものであり、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700422	平成19年8月29日	平成19年9月14日	電子レンジ	火災	当該機器を使用中、庫内から出火したため消火した。なお、回転台の回転動作が阻害されていた形跡があった。	東京都		調査の結果、使用者が補修のため、回転台のローラー部にセロハンテープを巻いて使用していた。このため、使用時に電波集中が発生して回転台が発熱及び炭化、溶融、発熱したものと思われ、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700428	平成19年9月7日	平成19年9月14日	テレビ(ブラウン管型)	火災	当該製品の下部から火が出ていることに気がつき消火した。当該製品とテレビ台の一部が焼損した。	栃木県		調査の結果、使用者が、テレビの上に植木鉢を置き水をあげていたことから、その水がテレビの中に流れ込み、長期間かけて電源部の絶縁の劣化が進み、最終的にトラッキングを起こし、出火に至ったものであることから、使用者の誤使用・不注意による事故であると判断した。
A200700466	平成19年8月21日	平成19年9月27日	花火	重傷1名	花火を持ち、ライターで火を点けたところ花火が急に燃え上がり、ライターを持った右手の人差し指と中指を火傷した。	高知県		製品の使用方法に手持花火については、ローソクで点火することを記載しており、点火にマッチ・ライターを使用しないことについても、警告表示をしていることから、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700478	平成19年8月3日	平成19年10月1日	ミシン	重傷1名	ミシン針に糸を通して最中に動きだし、左手人差し指に針が刺さった。	東京都		事故品による調査を行った結果、誤作動につながる異常は見当たらず、取扱説明書で禁止している通電中に針に糸を通す作業を行っていたことから、使用者の不注意による事故であると判断した。

製品起因による事故ではないと判断した案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
A200700469	平成19年7月24日	平成19年9月28日	ガスこんろ(ガス種不明)	火災・軽傷2名	グリルで調理中に出火し、台所を焼損し、2名が足に軽い火傷を負った。	岩手県		使用者が当該機器のグリルで魚を焼いていて、そのまま放置したことにより火災に至ったものであり、使用者の不注意による事故と判断した。
A200700491	平成19年9月21日	平成19年10月4日	石油ふるがま	火災	五右衛門風呂のふるがまとして、地面に穴を掘ってふるがまを設置して使用していたが、追い焚きをした際、発煙したため消火した。	山口県		地面に穴を掘ってふるがまを設置することは、取扱説明書で禁止しており、設置の状況から灯油を供給するゴムホースが屈曲し、最終的に亀裂が入り、漏れた灯油に引火したためであり、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700495	平成19年9月15日	平成19年10月5日	ウォーキングマシン	重傷1名	母親が当該機器を使用中に、娘(女兒)が駆動中の走行ベルト後方に腰を掛けた際、体勢をくずし、ベルトと後部フレームの間に片腕の指先から肘まで巻き込まれ、腕の皮膚に重度の擦過傷を負った。	北海道		製品の取扱説明書及び機器本体には回転部の危険性についての注意喚起が記載されており、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700503	平成19年9月	平成19年10月10日	介護テーブル	重傷1名	介護ベットから移動しようとした際、介護テーブルの脚部につまずいて転倒し、怪我をした。	富山県		介護用ベッドから移動する際、ベッドのそばにあった介護テーブルの脚部に躓いて転倒したものであり、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700518	平成19年10月8日	平成19年10月16日	ガスふるがま(LPガス用)	火災	ふるを使用後2～3分後に異常音がしたので、浴室に行くと火災が発生していた。器具、ガス配管のほか、壁、天井の一部を焼損した。	東京都		当該機器の前にダンボール類が置いてあり、機器運転時に引火したものと判明した。当該機器の取扱説明書には「本体や排気口・排気筒のまわりに燃えやすい物を置かないでください。火災の原因になります。」と警告を記載しており、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700537	平成19年10月12日	平成19年10月22日	ガスこんろ(LPガス用)	火災	台所付近から出火する火災が発生した。天ぷら調理中に外出したため火災に至ったものと思われる。	愛媛県		使用者が調理油過熱防止装置のついていない側のこんろを点火し、天ぷら油が入ったフライパンを火にかけたまま外出したことから、使用者の不注意による事故と判断した。
A200700538	平成19年10月13日	平成19年10月22日	ガスこんろ(都市ガス用)	火災	油の入った鍋に火をかけたままその場を離れ、戻ってくると炎が上がっていた。	新潟県		使用者が調理油過熱防止装置のついていない側のこんろで、油が入った鍋を火にかけたままその場を離れたことから、使用者の不注意による事故と判断した。
A200700541	平成19年10月12日	平成19年10月23日	ガスこんろ(LPガス用)	火災	天ぷら油を凝固剤で処理をするため油をフライパンに移し替え火を点けて温めており、火を点けたまま流し台で洗い物をしていたところ発煙、発火した。こんろ及び上部に設置されていた換気扇が焼損した。	静岡県		使用者が天ぷら油の処理をしようと凝固剤を固めるために、こんろに火を付け油を温めてたまま放置していたことから、使用者の不注意による事故と判断した。

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
A200700551	平成19年10月7日	平成19年10月25日	自転車	重傷1名	自転車にまたがり停止中にバランスを崩して転倒し、地面とハンドル先端部との間に右手小指を挟まれ骨折した。	栃木県		停止中にバランスを崩し転倒したことから、製品に起因しない事故である判断した。
A200700562	平成19年10月15日	平成19年10月30日	草焼きバーナー(カセットボンベ式)	重傷1名	前日刈った草を焼こうとして、当該製品にスイッチを入れたところ、ガスボンベが爆発した。	山口県		事前に刈った草に対して、燃えやすい様にガスを噴霧したところに当該製品を使用しようとスイッチを入れた際の爆発事故であり、消費者の誤使用であると判断した。
A200700563	平成19年10月18日	平成19年10月31日	カセットこんろ	火災・重傷1名	当該こんろを使用して、やかんでお湯を沸かしていたところ、眠ってしまい、爆発事故が発生した。その際、家人が火傷を負った。	埼玉県		使用者がガスこんろでお湯を沸かしている最中に寝てしまい爆発事故に至ったものであり、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700564	平成19年10月7日	平成19年10月31日	ガスこんろ(ガス種不明)	火災・軽傷1名	点火しようとしたところ自動点火しなかったため、器具栓を開けたまま点火具を探し、点火器具で点火したところ爆発した。その際に火傷を負った。	沖縄県		使用者が器具栓(コック)を開けたまま放置し続けたためガスが充満し、着火作業により爆発したことから、使用者の不注意による事故と判断した。
A200700565	平成19年10月12日	平成19年10月31日	ガスこんろ(ガス種不明)	火災・軽傷1名	厨房室の改修工事中のガス爆発。ガスの元栓と製品の器具栓が開いており、ガスが漏れていた状況で電気器具の電源コードをコンセントに差し込んだ際に爆発し、火傷を負った。	埼玉県		元栓を閉めずに改修工事を行っていたため、何らかの原因でガスが充満し、コンセントの差し込みによるスパークでガスに引火し、爆発したことから、製品に起因する事故ではないと判断した。
A200700569	平成19年10月18日	平成19年11月1日	電気ストーブ	火災	電気ストーブの上にバスタオルが落ちて、バスタオルとストーブ本体及び周辺が燃える火災が発生した。	東京都		ストーブの上に干していたバスタオルが落ちて発火したものであり、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700572	平成19年10月24日	平成19年11月2日	電気冷蔵庫	火災	倉庫で火災が発生し、柱、壁、当該製品の一部分が焼損した。	北海道		当該製品が故障していることを知りながらそのまま使用し続けたことが出火の原因と考えられるため、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700578	平成19年9月26日	平成19年11月6日	脚立	重傷1名	当該製品を梯子状態にして、2階屋根から1階屋根(傾斜あり)に降りようとしたところ、脚立の脚が滑って倒れ落下した。	島根県		当該製品を使用する際には、設置面が水平な場所で使用するものであり、今回設置された場所が屋根の傾斜部分に設置したものであるため、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700584	平成19年10月29日	平成19年11月7日	ガス給湯付ふろがま(都市ガス用)	火災	シャワーを30分ほど使用したあと、追い焚き運転をし外出した。その後外出中に給湯器付近より火災が発生した。	高知県		当該機器の前にダンボールが置いてあり、機器運転時に引火したものと判明した。当該機器の取扱説明書には「器具の周囲には燃えやすものを置かないでください。火災の原因になります。」と警告を記載しており、使用者の誤使用による事故であると判断した。
A200700591	平成19年10月10日	平成19年11月9日	ガス栓(都市ガス用)	火災	ガス栓を開く際、暗かったため、ライターの火を照明替わりにして、さらにガス栓のつまみが破損していたことから、ペンチで開閉を行っていた。ガス栓を開いた際、漏れたガスにライターの火が引火し、火災が発生した。	京都府		使用者が、ガス栓をガス栓ツマミがない状態で使用し、ペンチで無理に開けようとしたこと、照明の代わりにライターを用いたため着火したことから、使用者の誤使用・不注意による事故であると判断した。

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
A200700610	平成19年8月	平成19年11月15日	ウォーキングマシン	重傷1名	親が当該機器を使用中に、幼児(1歳)が駆動中の走行ベルト後方部に左手を巻き込み、手の平の皮が捲れた。	北海道		製品の取扱説明書及び機器本体には回転部の危険性についての注意喚起が記載されており、使用者の不注意による事故であると判断した。
A200700635	平成19年11月14日	平成19年11月22日	電気蓄熱暖房器	火災	学校で非常ベルが鳴り、職員が確認したところ、火災が発生しているのを発見し、消火した。当該製品の温風吹き出し口を塞ぐように書類等が置かれていた。	富山県		当該製品の温風吹き出し口を塞ぐように書類等を置いていたため、書類が温風の熱で発火し、火災に至ったものと判明した。当該機器の取扱説明書には「温風吹出口や吸込口・放熱グリルを塞がないでください。本体の近くに燃えやすいものを置かないでください。」と警告を記載しており、使用者の誤使用による事故であると判断した。